

**国民健康保険 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について**

上記認定証の有効期限は7月31日(月)です。更新が必要な人は市役所で申請をしてください。

**申請受け付け** 7月25日(火)以降  
 ※8月31日までに更新申請をされた場合、認定証の発効期日は8月1日です。

※9月1日以降の申請は、申請月の1日が発効期日となります。

**対象** 保険料の滞納がなく、所得申告のある人(平成28年中に所得がなかった人も申告する必要があります)。70歳以上の方は、平成29年度市・府

民税が非課税の世帯(世帯主と被保険者全員が非課税)。

**持ち物** 国民健康保険証、(旧)認定証、印鑑(朱肉がつくもの)

**問** 市役所1階保険医療課(7番窓口) **TEL25-5025**  
 (保険医療課)

**「亀岡市公式LINE@」開始!**

7月1日から亀岡市公式LINE@アカウントの試験運用を開始しました。市政情報やまちの話題、観光・イベント情報などを配信しています。ぜひ友だちに追加いただき、亀岡の最新情報をチェックしてください!

**<登録方法>**

友だち追加には、LINEアプリをダウンロードした端末が必要です。スマートフォンやタブレットで二次元バーコードを読み込んでください。



※運用について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

**問** 市役所5階秘書広報課 **TEL25-5003**

(秘書広報課)

**後期高齢者医療制度についてのお知らせ**

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(月)です。新しい被保険者証(橙色)は7月末までに郵送しますので、8月1日(火)からは、医療機関の窓口に必ず新しい被保険者証の提示をお願いします。

**◎限度額適用・標準負担額減額認定証について(毎年8月1日が更新です)**

～現在入院中、今後入院する見込みの人、または高額な外来診療を受けている人で市・府民税非課税世帯の人は申請を～

後期高齢者医療制度の被保険者で平成29年度市・府民税非課税世帯に属する人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などに提示することにより、医療費が自己負担限度額まで減額されるほか、入院時のお食事代などの減額を受けることができます。

◇すでに8月1日(火)から有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を郵送させていただいている人は必ず申請書の提出をお願いします。

◇8月以降に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な人は、8月1日(火)以降にお越しください。

◇低所得Ⅱに該当する人で過去12カ月間の入院日数が90日を超えるときは、変更申請が必要です。

**入院時食事療養標準負担額(自己負担分)**

区 分		1食当たり	
一般、現役並み所得者		360円(難病の人などは260円)	
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ※2	90日までの入院	210円
	(低所得Ⅰの該当者除く)	90日を超える入院	160円
	低所得Ⅰ※3		100円

**療養病床に入院する場合の食費・居住費標準負担額(自己負担分)**

区 分		居住費 (1日分) 平成29年9月まで	居住費 (1日分) 平成29年10月から	食 費 (1食分)
一般、現役並み所得者		320円	370円	460円 ※1(420円)
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ※2			210円
	低所得Ⅰ※3	低所得Ⅱの該当者除く 老齢福祉年金受給者	0円	130円 100円
指定難病の人		0円	0円	—
医療の必要性の高い人(指定難病の人を除く)		0円	200円	—

※1 保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります。

※2 低所得Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の人。

※3 低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、全員の各所得が必要経費など(公的年金等控除額80万円として計算)を差し引いたときに0円になる人、または老齢福祉年金を受給している人。

**申請に必要なもの**

- ・健康保険証・朱肉がつく印鑑(申請者と受領者が異なる場合は両方の印が必要となります)
- ・低所得Ⅱの人で、入院期間が90日を超える場合は、入院期間がわかる医療機関の領収書
- ・7月31日有効期限の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(お持ちの人のみ)

**問** 市役所1階保険医療課高齢者医療係(6番窓口) **TEL25-5026、FAX25-5021**

(保険医療課)

**7月 は「愛の血液助け合い運動」月間です**